

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（改定案）に
ついての意見・情報の募集の結果について

平成23年3月31日
農林水産省生産局

この度、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（案）」
について、平成23年2月16日から平成23年3月1日までの期間、農林水
産省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報
を募集したところです。

その結果、募集期間において、7件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおり取りま
とめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案に修正を加えた上で、ガイドライン
を改定することとしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推
進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

生産局技術普及課

担当：森、森田

代表：03-3502-8111（内線：4728）

直通：03-6744-2435

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(改定案)」に寄せられた御意見等の概要と回答

区分	該当箇所	意見概要	回 答
ガイドラインの修正に関するご意見	茶 ⁹	茶の「収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類の衛生的な保管、取扱、洗浄」については、荒茶製造の後半は荒茶の含水分量が少ないため、機械への付着物もなく洗浄でなく清掃で十分対応できることから、洗浄設備を有していない工場が大半である。また、仕上工程でも焙煎しているため微生物由来の事故は発生していないと認識。こうした茶の加工の特性を考慮した清掃、洗浄の取組を認めるような内容への修正をお願いしたい。	該当する取組事項の関連する法令等の欄に記載している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」では、食品取扱施設の衛生管理に関しては「施設設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒」することを求めており、使用の都度必ず洗浄を行うことを求めているものではありません。施設や工程により必要な清掃・洗浄の程度は異なり、また、機械油の混入等の病原微生物以外の問題もあることから適切な管理をしていただきたいと思います。こうした法令等の内容については、別途作成する参考資料集にまとめて、後日ホームページ上で公表する予定にしておりますので御参照ください。
	茶 ³²	茶生産者、茶商、茶指導者からは、荒茶加工施設(茶工場)からの廃水(製茶機械の洗浄等に使用したもの)の浄化や重油(製茶機械の燃料)タンクから油の流出の防止(防油堤等の整備・管理)への指摘がある。防油堤等整備・管理は新たな区分、番号を起すべき。	燃料等の管理については、労働安全を主な目的とする取組の中(茶の場合32番)で取り扱っております。防油堤等の具体的な内容については、別途作成する参考資料集にまとめて、後日ホームページ上で公表する予定にしておりますので御参照ください。
	飼料作物 ^{4、9、10、27}	飼料作物の「(付帯事項として)飼料用稲への農薬の適切な使用」、「飼料の適切な調製」、「飼料の適切な保存」、「生物の多様性に配慮した鳥獣被害対策」などは、具体的に何をどこまで取り組むのかを示した方が、現場の混乱は少ない。	具体的な内容がわかるよう修正を行っております。
	きのこ(食品安全)	きのこ生産においては、原材料の安全性確保の必要性があり、原木栽培では原木の経歴、発生操作時の水質チェック、収穫時の衛生管理等、菌床栽培では培地基材、栄養材、添加材等資材の安全性確保及び収穫時の衛生管理等、堆肥栽培ではコンポスの経歴、コンポスト製造時資材の安全性確保及び収穫時の衛生管理等が必要。	このガイドラインは、法令や国の指針等を基本として作成しているものです。御指摘いただいた内容のうち、原材料の購入伝票の保存や、菌床資材等の安全性の確認と適切な保管、取扱、収穫段階での衛生的な取扱い等については関連する法令等とともに取組事項に記載しているところです。ガイドラインの内容は科学的知見の発展や法令等の制定に合わせ、必要に応じて見直しを行うこととしており、今後、ご指摘にあった分野における状況を注視して参ります。
	きのこ(全般)	きのこのガイドラインについて、木材腐朽性食用きのこ栽培は、原木栽培工程と菌床栽培工程に別ける必要がある。腐生性きのこ(つくりたけ=マッシュルーム)は堆肥栽培工程として、合計3工程に別けるべきである。生産工程が異なるものは、別にすべきである。	
	きのこ ²⁹	きのこのガイドラインについて、労働安全面で冷蔵庫における酸欠対策が欠落している。	
その他ガイドラインに関するご意見		本ガイドラインにより日本のGAPの方向性を示したことには大変意義がある。	-
		ガイドラインは定期的に取り組み内容も検討を加え更新すべき。	このガイドラインは、法令や国の指針等を基本として作成したものであり、今後、関連する法令等の制定・改正等があった際には、必要に応じてその都度見直すこととしております。

<p>ガイドラインの「取り組み事項に関連する法令等」の項目にかなり古いものがあり、web上で確認できないものがあるので、農林水産省のGAPのホームページで、関連する法令などもリンクしていただきたい。</p>	<p>本ガイドラインでは、工程管理の内容としての取組事項と併せて、それに関連する法令等の名称を示していますが、これらの法令等の内容は別途作成する参考資料集にまとめて、後日ホームページ上で公表する予定にしておりますので御参照ください。</p>
<p>農業者へ効率的に普及を進めるべきであり、GAPを農業者戸別所得保障制度等の加算要件にすることや、環境保全型農業直接支払の様なGAPの政策誘導があっても良い。</p>	<p>本ガイドラインは、より多くの農業者、産地が高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)を導入・実践する際の目安としてまずは普及を図ることとしておりますが、いただいたコメントは、今後のガイドラインの普及方策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>GAPが運用されるよう、実施した場合、本来必要な届出の免除等の緩和策も推進してほしい。例えば、飼料作物の39番「飼料製造業者等の届出」など。</p>	
<p>将来的には国が間接的に認証する形で(有機JAS制度のような)認証制度を導入してはどうか</p>	